

## (設置)

第1条 世界遺産一覧表に記載された富士山（以下「資産」という。）の保存管理及び整備活用並びにその周辺環境の保全を推進するため、富士山世界文化遺産協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 資産の保存管理及び整備活用に関する事項
- (2) 資産の周辺環境の保全に関する事項
- (3) 世界遺産委員会への提出が必要な定期報告書等に関する事項

## (組織)

第3条 協議会は、会長、副会長、委員及び監事をもって構成する。

- 2 会長及び副会長は、山梨県知事及び静岡県知事の互選により定める。
- 3 会長は、協議会を総括する。
- 4 会長が不在のときは、副会長がその職務を代理する。
- 5 委員及び監事は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。
- 6 監事は、協議会の会計を監査する。
- 7 協議会に別表2に掲げるオブザーバーを置く。

## (会議)

第4条 協議会は、会長が必要に応じて招集し、主宰する。

- 2 会長が、やむを得ない理由により協議会に出席することができないときは、会長があらかじめ指名する者が、協議会を主宰する。
- 3 協議会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開催することができない。
- 4 委員は、やむを得ない理由により協議会に出席することができないときは、代理の者を出席させることとし、代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。
- 5 協議会の議事は、出席した委員（前項に規定する代理の者を含む。以下同じ。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 6 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

## (作業部会)

第5条 第2条の協議事項に関する詳細な検討を行うため、協議会に作業部会を置く。

- 2 作業部会の組織、その他必要な事項は、会長が別に定める。

(学術委員会)

第6条 協議会は、専門家による学術的な見地からの助言を得るため、富士山世界文化遺産学術委員会（以下「学術委員会」という。）を置く。

2 学術委員会の組織その他必要な事項は、会長が別に定める。

(アドバイザー)

第7条 第2条に規定する協議事項に関する助言を得るため、協議会に世界文化遺産アドバイザーを置く。

(事務局)

第8条 協議会に事務局を置く。

(財務)

第9条 協議会の運営に必要な経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

2 協議会の予算は、協議会の議決を経なければならない。

3 協議会の決算は、監事の監査に付した後、協議会に報告しなければならない。

4 協議会の会計及び財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計年度)

第10条 協議会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年 1月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 8月 5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 1月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年 3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 8月 1日から施行する。

別表1（第3条関係）

委員	山梨県教育委員会教育長	委員	静岡県教育委員会教育長
委員	富士吉田市長	委員	静岡市長
委員	富士吉田市教育委員会教育長	委員	沼津市長
委員	身延町長	委員	沼津市教育委員会教育長
委員	身延町教育委員会教育長	委員	三島市長
委員	西桂町長	委員	三島市教育委員会教育長
委員	西桂町教育委員会教育長	委員	富士宮市長
委員	忍野村長	委員	富士宮市教育委員会教育長
委員	忍野村教育委員会教育長	委員	富士市長
委員	山中湖村長	委員	御殿場市長
委員	山中湖村教育委員会教育長	委員	御殿場市教育委員会教育長
委員	鳴沢村長	委員	裾野市長
委員	鳴沢村教育委員会教育長	委員	裾野市教育委員会教育長
委員	富士河口湖町長	委員	清水町長
委員	富士河口湖町教育委員会教育長	委員	清水町教育委員会教育長
委員	富士吉田市外二ヶ村恩賜国有財産保護組合長	委員	長泉町長
委員	鳴沢・富士河口湖恩賜国有財産保護組合長	委員	長泉町教育委員会教育長
委員	環境省関東環境事務所長	委員	小山町長
委員	林野庁関東森林管理局長		小山町教育委員会教育長
委員	国土交通省中部地方整備局富士砂防事務所長		
監事	山梨県出納局長	監事	静岡県出納局長

別表2（第3条関係）

オブザーバー	文化庁
オブザーバー	環境省
オブザーバー	林野庁
オブザーバー	国土交通省
オブザーバー	防衛省